



すまいのひろば



ユトジランド
への入口

2024年(令和6年) 9月号



【発行】東京都住宅供給公社 公営住宅管理部 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

収入報告書「不足書類のお知らせ」の発送について

都営住宅にお住まいのみなさんから提出された収入報告書の審査を行っています。審査の結果、必要書類の不足があった場合は、順次「不足書類のお知らせ」を送付いたします。お手元にお知らせが届きましたら、不足している書類を速やかに提出してください。

なお、不足書類を提出しない場合は、令和7年4月から、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となりますので、必ず提出してください。

収入報告書未提出の世帯について

収入報告書は、令和7年4月からの都営住宅の使用料を決めるための重要な書類です。収入報告書を提出しない場合は、近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となります。まだ提出していない世帯は、必要書類をそろえて、至急提出してください。

住宅使用料の一般減免、特別減額を受けている世帯

「収入報告書」の提出は必要ありません（用紙はお送りしていません）。ただし、使用料減免申請が収入報告に代わる手続きとなりますので、必ず更新時期に手続きを行ってください。手続きを行わない場合、翌年度から近傍同種の住宅（近隣の民間賃貸住宅）の家賃並みの使用料となります。

も
く
じ

- 収入報告書「不足書類のお知らせ」の発送について…………… 1
- 収入報告書未提出の世帯について…………… 1
- 巡回管理人は、みなさんの団地を訪問しています…………… 2
- 家庭でできる台風（大雨・強風）対策…………… 3
- 今年の夏は沸とう京…………… 4
- 日常備蓄で災害に備えましょう！…………… 4
- 響いています、こんな音…………… 5
- 令和7年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について…………… 5
- 断水や漏水があった場合のお問い合わせ先について…………… 6

9月分の住宅使用料等の納期限(口座振替引落日)は、9月30日(月)です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

巡回管理人は、みなさんの団地を訪問しています

● 高齢者や障害のある方への定期訪問

都営住宅等では、窓口センターに自ら出向くことができず、訪問を希望する方に、巡回管理人が2か月に1回程度、定期的に訪問し、各種申請の取次ぎや相談等の支援を行っています。

以下の対象となる世帯は、お気軽にご相談ください。

対象となる世帯

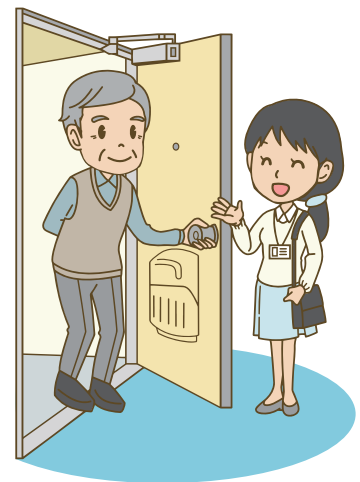
- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 障害のある方のみの世帯
- ③ 65歳以上の高齢者及び障害のある方のみの世帯

定期訪問のお申込み

新たに巡回管理人の定期訪問を希望される場合は、JKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号①)にご連絡ください。

また、新たに65歳、70歳、75歳になった世帯、80歳以上の方のみの世帯には、巡回管理人が訪問し、定期訪問の希望調査を行います。

定期訪問の希望調査については、10月号に掲載します。



巡回管理人は、JKK東京の窓口センターの職員です。訪問の際は必ず身分証を携帯します。

定期訪問による支援内容

- ① 各種申請書、収入報告書や修繕に関する相談・取次ぎ
- ② 福祉に関する関係機関への紹介

※ 金銭の取扱い、住民票の代理取得などは行いません。

● 共用部分の外観点検等の団地管理

巡回管理人は、上記の高齢者や障害のある方への訪問のほか、団地内を定期的に巡回して、建物の外壁や公園の遊具などの点検を行い、団地の安全を維持することに努めています。そのほか、無断駐車などの迷惑行為には是正指導を行い、良好な住環境を守っています。

主な点検内容

- ・ 建物の外壁のひび割れ、剥落
- ・ 公園の遊具の破損、周辺の安全性
- ・ 団地内の舗装の陥没やフェンスの破損など



パン田先生とSDGsを学ぼう~17のGoals~



問題▶パキスタンで女性が教育を受ける権利について自分の考えをインターネットで発信し、17歳の最年少でノーベル平和賞を受賞した女性は？
→答えはP5

2

5 ジェンダー平等を
実現しよう



5 ジェンダー平等を实践しよう

男性や女性という性別に関係なく、みんなが平等である社会を目指しています。

「女の子だから〇〇」「男の子だから〇〇」という押しつけはよくありません。誰もが好きなものややりたいことが尊重され、性別による差別や暴力を受けることのない社会を作ることが必要です。

家庭でできる台風(大雨・強風)対策

台風や大雨・強風の災害時には、お客さまセンターの電話が大変混み合います。以下の内容を参考に、ご自身でできる一次対応をお願いします。

■ 強風への備え (ガラス破損被害防止)

- 風に飛ばされる危険のあるものは室内に入れましょう。
- サッシを施錠し、カーテンを閉めておきましょう。
- 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり、養生テープを×印のようにクロスして貼るのも効果的です。くもりガラスは外側からテープを貼り、必要がなくなったら、早めにはがしましょう。



■ 居室内の浸水対策

- バルコニー排水溝はきれいに清掃しておきましょう。
- サッシや玄関扉から雨水が吹き込んだ場合、下枠に雑巾やタオル等で壁を作り、水をせきとめてください。また、こまめに水分をふきとりましょう。
- 窓周辺の家財や家電は被害を受けない場所に移動させ、コンセントは漏電・ショート・感電防止のために抜いておきましょう。

■ 天井からの雨漏り対策

- 雨水が落ちる箇所に「新聞紙や雑巾」を敷き、その上に「バケツ」を置いて、床を濡らさないようにしましょう。溜まった水が跳ねて水が飛び散ることがあるので、新聞紙や雑巾を敷いておくと安心です。



※雨が降っているときは防水工事ができませんので、自宅にあるもので応急処置をお願いします。

■ 廊下など共用部の対応

- 排水溝目皿に落葉などが詰まらないように清掃しておきましょう。
- 雨の日はエントランス、階段、廊下等、床が濡れると、滑りやすく大変危険です。通行の際は足元に十分お気をつけください。

■ エレベーターに関する対応

- 風雨によりエレベーターに水がかかると故障の原因となります。雨天時はエレベーターホールの窓を閉めるようお願いします。
- 停止して動かない場合は、エレベーター保守管理会社へ直接ご連絡をお願いします。

■ 停電・断水時の対応

- 停電の際は、お部屋のブレーカーが落ちていないか確認してください。
- 断水の際は、必ず水栓(蛇口)を閉めた状態にしてください。
- いずれの場合も周りのお部屋の状況も確認のうえ、代表の方からJKK東京 お客さまセンター(6ページの電話番号②)へご連絡ください。

災害等への備えについて JKK東京ホームページに掲載しています。
<https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/saigai/taifu.html>



今年の夏は沸とう京

熱中症から命を守る行動を！

今年の夏は 沸とう京

9月に入りましたが、まだまだ熱中症の危険は高く、油断できません。気温・湿度の高い日や、急に気温が上昇した日は、熱中症対策が重要になります。熱中症は重症化すると命の危険を伴うため、日頃の予防行動が大切です。



エアコンや扇風機で室温をこまめに調節



老若男女問わず日傘を使用



室内でも水分摂取



周りの人の声がけ

熱中症対策ポータルサイトをチェック

「東京都 熱中症対策ポータルサイト」では、熱中症警戒アラートの発表状況や熱中症予防の基礎知識、クールシェアスポットなど熱中症対策に関わる多くの情報が掲載されています。



日常備蓄で災害に備えましょう！

災害発生後、数日間は生きていくために必要なものが供給されないという事態が発生するかもしれません。そんなとき、自宅で生活する上で必要な生活必需品を日頃から、備えておくことが大切です。

「日常備蓄」は、特別な準備を必要とするものではありません。日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、発災時にも自宅で当面生活することが可能になります。



東京防災公式キャラクター防サイくん

参考：東京都防災ホームページ
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/index.html>



東京備蓄ナビ

食べ物や日用品を少し多めに購入、日常の中で消費

①多めに購入



②食べる・使う



最小限備えるべき品目・量

③減った分を
購入する

④古いものから食べる・使う

災害時に特に必要なもの

- ・カセットコンロ
- ・懐中電灯
- ・簡易トイレ
- ・充電式ラジオ 等



女性の場合
生理用品等

乳幼児・高齢者
がいる家庭
オムツ・常備薬等

響いています、こんな音

生活騒音は壁や窓から伝わります。特に夜間・早朝は注意しましょう。



このほか、バルコニーでふとんをたたく音なども不快に感じる方がいます。
みなさん一人ひとりのおもいやりで、快適に過ごしましょう。

令和7年度分 台所流し用排水管清掃の申込受付について

「台所流し用排水管清掃」のご希望がある団地については、清掃に要する費用を共益費としていただき、東京都がみなさんに代わって年1回の清掃を実施します。代表者（自治会）を通じて受付期間中にお申し込みください。

●清掃の範囲

台所流し用排水管のうち、流し部分から屋外の「第1ます」までが対象です。

●申込条件

- ① 原則として団地単位で、みなさん全員の同意（新規の場合は署名簿）が必要です。ただし、棟単位でも受け付ける場合があります。詳しくは、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号①）までご連絡ください。
- ② 令和7年度分の清掃に要する費用は、すまいのひろば11月号でお知らせします。令和7年4月から毎月使用料とともに支払っていただきます。

●申込方法

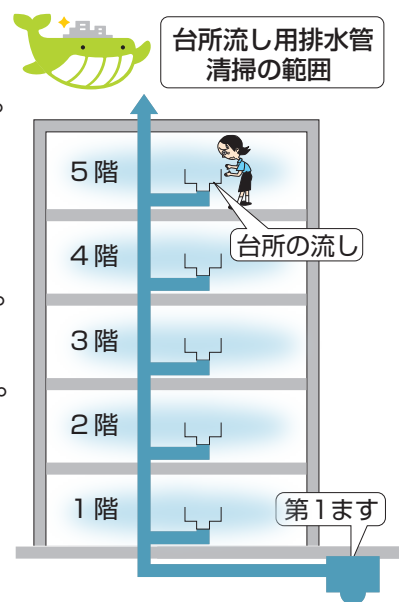
【新規申込の団地】代表者（自治会）を通じて、JKK東京 お客さまセンター（6ページの電話番号①）までご連絡ください。

【継続申込の団地】代表の方に令和7年度分の申込用紙を10月下旬に送付します。

●申込受付期間・申請先

- ① 期 間：令和6年11月1日（金）から11月29日（金）まで
- ② 申請先：受持ちの窓口センター

※継続申込の場合、オンライン申請が可能です。申請方法については、10月号でご案内します。



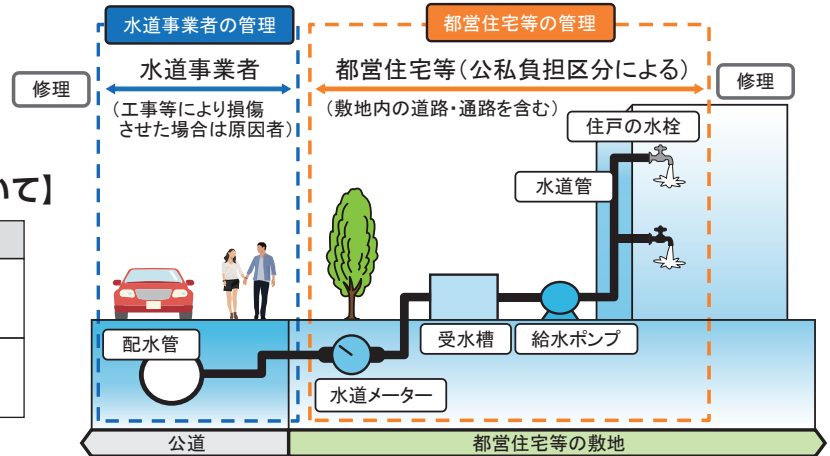
マララ・ユスフザイさん

断水や漏水があった場合のお問い合わせ先について

都営住宅等の敷地内で断水や漏水の事故があった場合は、JKK東京 お客様センターへご連絡ください。

断水や漏水の原因調査を行った結果、修繕は水道事業者が行うものと都営住宅等の公私負担区分により東京都が行うものとみなさんの費用で行うものがあります。

<給水方式の例> (団地により異なります)



【水道管・水道設備の管理区分について】

場所	管理区分
都営住宅の敷地内 (水道メーターを除く)	都営住宅等
公道・水道メーター	水道事業者

■ 断水や漏水があった場合のお問い合わせ先
下記「JKK東京 お客様センター」の電話番号②まで

☆お問い合わせは、JKK東京 お客様センターへ☆

受付時間：9時～18時（土日・祝日・年末年始は除く）

JKK東京ホームページに「電話が繋がりにくい時間帯について」を掲載しています。



① 各種手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

一部の手続きで
オンライン受付
可能！
詳しくは
こちら。



ナビダイヤル

☎0570-03-0071

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2652



② 修繕のお申込み・ご相談 漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、 居住者の安否に関わる緊急のご連絡は 24時間365日対応

ナビダイヤル

☎0570-03-0072

携帯電話の無料通話分や割引サービスが
ご利用可能な方

☎03-6279-2653



※ナビダイヤルに携帯電話からおかけの場合、各電話会社の無料通話分や割引サービスは適用されません。

- ・すべての電話番号で通話料がかかります。
- ・お客様センターでは、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は電話が混み合いにつながりにくい状態となる場合があります。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。
- ・「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部

🔍 検索



JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅 お住まいの皆さま

🔍 検索



「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions



「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。

SAVE THE GREEN EARTH!